

## 恵庭市条例第31号

### 恵庭市いじめ問題調査委員会及び恵庭市いじめ問題再調査委員会条例

#### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 恵庭市いじめ問題調査委員会（第2条―第10条）

第3章 恵庭市いじめ問題再調査委員会（第11条―第19条）

第4章 補則（第20条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （設置）

- 第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、恵庭市いじめ問題調査委員会を置く。
- 2 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、恵庭市いじめ問題再調査委員会を置く。

##### 第2章 恵庭市いじめ問題調査委員会

###### （所掌事務）

- 第2条 恵庭市いじめ問題調査委員会（以下「いじめ問題調査委員会」という。）は、法第28条第1項に規定する重大事態（以下単に「重大事態」という。）に係る事実関係を明確にし、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、教育委員会の諮問に応じ調査を行い、その結果を教育委員会に答申し、意見を具申する。

###### （組織）

- 第3条 いじめ問題調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 委員（いじめ問題調査委員会の委員をいう。以下この章において同じ。）は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 いじめ問題調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長(いじめ問題調査委員会の委員長をいう。以下この章において同じ。)及び副委員長(いじめ問題調査委員会の副委員長をいう。以下この章において同じ。)は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、いじめ問題調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 いじめ問題調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 いじめ問題調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 いじめ問題調査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(意見等の聴取)

第7条 いじめ問題調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 いじめ問題調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、いじめ問題調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がいじめ問題調査委員会に諮って定める。

### 第3章 恵庭市いじめ問題再調査委員会

(所掌事務)

第11条 恵庭市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため市長が諮問した場合には、いじめ問題調査委員会による調査の結果について調査を行い、その結果を市長に答申し、意見を具申する。

(組織)

第12条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員（再調査委員会の委員をいう。以下この章において同じ。）は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第13条 委員の任期は、当該事項の調査が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第14条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長（再調査委員会の委員長をいう。以下この章において同じ。）及び副委員長（再調査委員会の副委員長をいう。以下この章において同じ。）は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 再調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 再調査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査する事項について特別の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(意見等の聴取)

第16条 再調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第17条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第18条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が再調査委員会に諮って定める。

#### 第4章 補則

(兼務の禁止)

第20条 いじめ問題調査委員会の委員及び再調査委員会の委員は、それぞれの委員を兼ねることができない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。